

## サンライフ魚崎福利厚生について

## ささゆり会独自の福利厚生

(詳しくはサンライフ魚崎人事までお問い合わせください)

★労災とは別の業務に従事中のケガ等に関する補償。病気に関する補償。

\*本法人に勤務する正職員、パートタイマー、嘱託職員

死亡補償保険金 (業務上による場合)	・・・・・・・・1,000万円
後遺障害補償保険金 (業務上による場合)	・・・・・・・・500万円
病院へ入院したとき (一般の病気でもOKです)	・・・・・・・・ <u>1日5,000円/30日迄</u>

NEW

## ★退職金制度

\*確定拠出年金制度 毎月、法人負担で基本給18万円以上の人の場合、掛金8,000円～を積み立てていきます。3年未満で退職した場合、法人が掛けた金額は法人に帰属します。

それにプラスして加入者掛金として本人負担での積立もできます。

(本人が負担した掛金分については所得税と住民税が減額されます)

積み立てた掛金は、60歳で年金として受け取れます。

38年間で法人掛金額のみで約1,300万円受け取れます。

\*ぜひ本人も法人掛金額と同額掛けることをおすすめします。

## ★介護福祉士実務者研修費用の助成

介護福祉士国家試験受験日において介護福祉士国家試験受験資格を有し、本法人に勤務する正職員、パートタイマー、嘱託職員の方に、介護福祉士実務者研修の費用を1週の勤務時間数に応じて助成します。(上限6万円)

## ★資格取得の支援

○介護福祉士	毎年2月から翌年1月までの期間中、勉強会及び市販テキストの無料配布及び予想問題を受講者に毎週配布しています。
○社会福祉士	毎年4月から勉強会を開催しています。
○ケアマネジャー	毎年11月から受験が間近に迫る翌年10月まで勉強会及びオリジナルテキスト配布し、加えて毎週問題を配布しています。

## ★資格手当

・介護福祉士・社会福祉士・歯科衛生士 (処遇改善対象者)	月 10,000円
・正看護師	月 10,000円
・准看護師	月 5,000円
・介護支援専門員、管理栄養士	月 5,000円

\*上記は1資格の単価です。複数の場合は1資格1,000円追加されます。

## ★育児時間短縮制度 (常勤のみ) 週40時間→週30時間

\*小学校就学前までの子供がいる職員は、希望により労働時間を短縮することができます。勤続1年以上の方が対象です。

★育児サービス利用費助成（常勤のみ）

\*小学校就学前までの子供に関わる育児サービスを利用した場合、施設から保育料の1/2の助成を受けることができます。勤続2年以上の方が対象です。

★リフレッシュ休暇

\*入社1年後より連続5日間のリフレッシュ休暇を取得できます。

★乳がん・子宮頸癌・肝炎ウイルス検査費用の助成

勤続2年以上であり4週を平均して1週20時間以上勤務している方で、満20歳～38歳の偶数年の職員が事前に申請書を提出し、乳がん健診・子宮がん検診・肝炎ウイルス検査を受けたときは費用の助成を行います。

- ・4週を平均して1週間の労働時間が40時間・・・13,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が35時間以上40時間未満・・・12,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が30時間以上35時間未満・・・10,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が20時間以上30時間未満・・・8,000円

★人間ドック費用の助成

\*勤続3年以上であり4週を平均して1週20時間以上勤務している方で、40歳以上70歳までの偶数年の職員が、事前に申請書を提出し、人間ドックを受けたときは費用の助成を行います。病院は各自で選んでください。

- ・4週を平均して1週間の労働時間が40時間・・・50,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が30時間以上40時間未満・・・49,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が20時間以上30時間未満・・・48,000円

★インフルエンザ予防接種

\*毎年11月頃にインフルエンザの予防接種を実施しています。  
週20時間以上で3ヶ月以上勤務されている方の費用は半額施設負担です。

★看護師奨学金貸付制度

\*ささゆり会に勤務する職員（常勤：1年以上・非常勤：（週30時間以上勤務で2年以上）で、看護学校の入学を希望する方は、看護師奨学金貸付制度（約300万円）を利用できます。費用は、看護学校卒業後に5年間ささゆり会で勤務することで返済免除になります。大学へ入学を希望される方は、400万円の貸付制度があり、卒業後に7年間ささゆり会で勤務することで返済免除になります。

★禁煙にかかる費用の助成

\*勤続1年以上であり4週を平均して1週30時間以上勤務している方で、満20歳以上の正職員、パートタイマー、嘱託職員であるときは費用の助成を行います。

- ・4週を平均して1週間の労働時間が40時間・・・20,000円
- ・4週を平均して1週間の労働時間が30時間以上40時間未満・・・15,000円

★住宅手当

職員が世帯主の場合、住居届を提出していただければ住宅手当が支給されます。

- ・持家 月 3,000円
  - ・借家 月 10,000円
- \*年俸380万円以上の方には支給されません。  
・社員寮は、寮費（60,000円）の半額を補助します。

★役職手当

\*役職に応じて役職手当を支給します。（4,000円～30,000円）

★職員互助会

- \*常勤は全職員加入、非常勤は希望者のみ。  
会費掛金 月額 1,000 円+施設負担 1,000 円=2,000 円  
各種慶弔金・勤続祝 (5年勤続→ 3万円、10年勤続→ 5万円…)  
年3回レストランやホテルなどでの食事会などがあります。  
結婚祝金 3万円、出産祝金 1万円を支給します。

★慶弔見舞金

- \*職員やその家族の慶弔、災害及び職員の疾病の際には見舞金が支給されます。
  - ・傷病見舞金・・・・・・・・・・1ヶ月以上の欠勤をした時  
(業務上) 20,000 円  
(業務外) 10,000 円
  - ・災害見舞金・・・・・・・・・・風水害、火災等によって居住している住居が被災した時  
20,000 円~100,000 円
  - ・死亡慶弔金・・・・・・・・・・職員または家族が死亡した時
    - ・本人 (業務上) 100,000 円  
(業務外) 50,000 円
    - ・家族
      - 配偶者 20,000 円
      - 父母 (同居以外の姻族を除く)・子 10,000 円
      - 同居の祖父母 5,000 円

★特別休暇

- \*職員が下記に該当する場合は、事前に届け出ることで特別休暇をとることができます。
  - ・本人が結婚する時・・・・・・・・・・入籍 (または挙式) の日から起算して6ヶ月以内  
の任意の日から連続5日以内
  - ・父母 (養継父母も含む)、配偶者、子 (養子を含む) が死亡した時  
・・・・・・・・・・死亡日 (または葬祭日) を含めて連続3日以内
  - ・同居の祖父母、兄弟姉妹、配偶者の両親が志望した時  
・・・・・・・・・・死亡日 (または葬祭日) を含めて連続2日以内
  - ・子が結婚するとき・・・・・・・・・・入籍 (または挙式) の日を含めて連続2日以内

法律上の規定

★健康診断費用の助成

- \*年1回、指定病院にて健康診断を受診していただきます。費用は施設負担です。  
夜勤を行う職員には、年2回の腰痛診断も受けていただきます。

★労災保険

- \*職員は全員加入です。業務中や通勤途中での災害で給付金が支給されます。

★社会保険

- \*週30時間以上勤務する職員は、社会保険に加入します。

★雇用保険

- \*週20時間以上勤務する職員は、雇用保険に加入します。

★年次有給休暇

- \*勤続6ヶ月後から勤務日数に応じて付与され、それ以降は1年毎に付与されます。

最大付与日数は20日です。

\*年次有給休暇の権利の消滅時効は2年なので、その年度内に取得しきれなかった未消化分については翌年度に繰り越すことができます。(持ち越し2年まで)

\*出勤率が8割未満になった場合は、その年は付与されませんが、付与されない年があってもその後の付与日数には影響しません。

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月
5日または 週30時間以上	216日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日